

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護士鈴木多人の上告趣意第一点について。

一、原判決が被告人の原審公判廷における自白のみを証拠として、原判示の犯罪事実を認定したことは所論のとおりであるが、当該公判廷における自白は刑訴応急措置法第一〇条第三項にいわゆる自白に包含せられないことは当裁判所の判例とするところである。（昭和二三年七月二九日言渡、同年（れ）第一六八号大法廷事件判決）故に、原判決は右法条に違背するとの論旨は理由がない。

二、被告人に対する逮捕状に逮捕日時として昭和二二年九月二二日午後九時と記載されていることは所論のとおりであるが、右は同年九月二九日の誤記であることは、本件犯罪は同月二十七、八日に亘つて行われたものであること、同年九月三十日附逮捕状請求書には、右逮捕日時を同月二九日と記載されていること、その他、一件記録に徴し、明瞭である。従つて、論旨にいうがごとき不法拘禁の事實は認められない。

三、原判決が、その証拠にとつた原審における被告人の自白は、六ヶ月余の長期拘禁後の自白であることも所論のとおりであるけれども、被告人は警察および検察庁の取調べ以来本件犯行を自白し、つゞいて被告人の勾留後約五十日で開かれた第一審公判においても、同様自白をしている。しかして右期間の勾留は本件の罪状その他諸般の事情からみて、不当に長い拘禁とはいえないのであるから、右第一審公判における自白を繰り返しているに過ぎない原審公判における自白は、特段の事情の認められない本件においては、前記長期の拘禁が原因となつて自白するに至つたものでないことは、明らかであるといわなければならぬ。たとえ、長期拘禁後の自白であつても、その拘禁と自白との間に因果関係のないことのある場合は、

刑訴応急措置法第一〇条第二項にいわゆる不当に長い拘禁後の自白にあたらぬとすることは、当裁判所の判例である。（昭和二三年六月三〇日言渡、同二二年（れ）第二七一号事件大法廷判決）従つて、原判決に所論のごとき同条違反の違法ありということとはできない。論旨はいずれも理由がない。

同第二点について。

いかなる限度において、証人の訊問を行うかは、事実審たる原裁判所の自由裁量により決すべきところであつて、本件において、被害物件の帰属その他、論旨主張のような事柄について、原審が弁護人申請にかゝる被告人妻の証人訊問を採用せず、また、特に職権をもつて、窃盗被害者を証人として喚問しなかつたからといつて、所論のごとく条理に反し、実験則を無視した違法のかどありとは認められない。また、憲法第三十七条第一項にいわゆる「公平な裁判所の裁判」とは組織構成等において偏頗のおそれなき裁判所の裁判という意味であつて、同条が弁護人の主張するとき意義を有するものでないことは、当裁判所の既に判例とするところに徴し明瞭である。（昭和二三年七月一四日言渡、同二三年（れ）第二五三号事件大法廷決）論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第四四六条に従い主文のとおり判決する。

以上は論旨第一点中刑訴応急措置法第一〇条第三項にいわゆる自白の意義に関する裁判官塚崎直義、同沢田竹治郎、同井上登、同栗山茂の少数意見（昭和二三年七月二九日言渡、同年（れ）第一六八号大法廷事件判決参照）を除き、全裁判官一致の意見である。

検察官十蔵寺宗雄関与。

昭和二三年一二月一日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官 塚 崎 直 義

裁判官	長	谷	川	太	一	郎
裁判官	沢		田	竹	治	郎
裁判官	霜		山	精		一
裁判官	井		上			登
裁判官	栗		山			茂
裁判官	真		野			毅
裁判官	島					保
裁判官	齋		藤	悠		輔
裁判官	藤		田	八		郎
裁判官	岩		松	三		郎
裁判官	河		村	又		介